

奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第 1 7 号

奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 2 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第 2 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）及び条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(育児休業の承認)

第 3 条 条例第 2 条第 1 項第 6 号イの規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が 1 2 1 日以上であるものとする。

第 4 条 条例第 4 条 3 号及び第 5 条の規則で定める特別の事情は、条例第 6 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情とする。

2 条例第 4 条第 3 号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第 4 条第 3 号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の 1 歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第 4 条第 3 号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（児童の

親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の 1 歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

- ア 死亡した場合
- イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
- ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合
- エ 6 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間)以内に出産する予定である場合又は産後 8 週間を経過しない場合

(3) 前項に規定する事情に該当した場合

第 5 条 前条の規定は、条例第 5 条第 2 号の規則で定める場合について準用する。この場合において、「1 歳到達日」とあるのは「1 歳 6 か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第 6 条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認(期間延長)請求書(第 1 号様式)により行い、条例第 6 条第 7 号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の原則として 1 月(次に掲げる場合は、2 週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第 7 条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第 4 条第 3 号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の 1 歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この号において「地方等育児休業」という。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の 1 歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合

(3) 条例第 5 条の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の 1 歳 6 か月到達日以前の日である場合

- 2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第6条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。
- 3 第1項の場合において、総務事務システム（電子計算機を利用して、職員の勤務、給与等に関する事務の処理並びに職員の出勤時間及び退勤時間の記録を行うシステムで総務部総務課長が管理するものをいう。）により請求したときは、同項の請求をしたものとみなす。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第7条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認（期間延長）請求書により行い、条例第6条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の原則として1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第7条に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 条例第4条第3号に掲げる場合に該当している育児休業
- (3) 条例第5条の規定に該当している育児休業

- 2 前条第2項本文及び第3項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第8条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

- 2 前項の規定による届出は、養育状況変更届（第2号様式）により行うものとする。

- 3 第6条第2項本文の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

- 4 第6条第3項の規定は、第2項の届出について準用する。

（育児休業をしている職員の職務復帰）

第9条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は育児休業の承認が取り消されたとき（条例第9条に定める事由に該当したことにより承認が取

り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業の承認等の通知)

第10条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を記載した文書を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児休業を承認する場合
- (2) 職員の育児休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児休業した職員が職務に復帰した場合
- (4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続いて当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合
- (5) 職員の育児休業の承認を取り消す場合

(任期付職員の任用に係る通知)

第11条 任命権者は、次に掲げる場合には、その旨を記載した文書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、文書の交付によらないことを適当と認めるときは、文書の交付に代わる適当な方法をもって文書の交付に替えることができる。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合
- (2) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第12条 奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例（令和7年2月条例第32号。以下「給与条例」という。）第18条に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に任命権者の承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間、奈良県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年2月条例第26号）第2条の規定により自己啓発等休業をしていた期間及び奈良県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例（令和7年2月条例第27号）第2条の規定により配偶者同行休業をしていた期間
- (2) 常勤職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）以外の非常勤職員にあっては同項第1号に掲げる職員として、会計年度

任用職員にあつては給与条例第29条第7項の規定により期末手当及び勤勉手当を支給されない職員として、それぞれ在職した期間

(3) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされていた期間（奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和7年3月企業管理規程第17号。以下「給与規程」という。）第34条第1項（奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和7年3月企業管理規程第28号）第29条において準用する場合を含む。）の規定により休職にされていた期間を除く。）

(4) 地方公務員法第29条第1項の規定により停職にされていた期間

(5) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）

第6条第1項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

2 給与条例第19条に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第13条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（奈良県広域水道企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（令和7年3月企業管理規程第19号）第20条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）

第14条 奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（令和7年3月企業管理規程第27号。以下「退職手当規程」という。）第14条第1項及び第16条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同規程第14条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての退職手当規程第16条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

（再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情及び養育計画の申出）

第15条 条例第13条第6号に規定する当該子を養育するための計画につい

ては、育児短時間勤務計画書（第３号様式）により任命権者に申し出るものとする。

２ 第６条第３項の規定は、前項の規定による申出について準用する。

（条例第１４条の勤務形態について規則で定める日数及び時間等）

第１６条 条例第１４条の規則で定める日数は１２日とし、同条の規則で定める時間は１６時間とする。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第１７条 育児短時間勤務（育児休業法第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書（第４号様式）により行うものとする。

２ 第６条第２項本文及び第３項の規定は、前項に規定する承認又は期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第１８条 第８条第１項から第４項までの規定は、育児短時間勤務について準用する。

（育児短時間勤務に係る通知）

第１９条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を記載した文書を交付しなければならない。

（１）職員の育児短時間勤務を承認する場合

（２）職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合

（３）育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合

（育児短時間勤務をしている職員についての給与規程の特例）

第２０条 育児短時間勤務をしている職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第３条第２項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、就業規則第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項又は第５項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第３条第３項及び第５	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率

項		を乗じて得た額とする
第 1 1 条 第 1 項 第 2 号	定年前再任用 短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第 1 6 条 第 2 項 及び 第 4 項	定年前再任用 短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第 1 6 条 第 5 項	前項	奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則（令和 7 年 3 月規則第 1 7 号。以下「育休規則」という。）第 2 1 条の規定により読み替えられた前項
第 1 6 条 第 7 項	第 2 項	育休規則第 2 0 条の規定により読み替えられた第 2 項
	前 2 項	育休規則第 2 0 条の規定により読み替えられた第 5 項及び前項
	前項	同項
第 1 6 条 第 8 項	第 4 項	育休規則第 2 0 条の規定により読み替えられた第 4 項
	第 5 項	育休規則第 2 0 条の規定により読み替えられた第 5 項
第 2 3 条 第 4 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第 2 3 条 第 4 項 及び 第 2 6 条 第 2 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 2 3 条 第 4 項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第 2 3 条 第 5 項	企業長	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して企業長

- 2 前項の規定により読み替えられた給与規程の規定による給料、給料の月額及び給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料、給料の月額及び給料月額とする。

(育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する規程の特例)

第21条 育児短時間勤務をしている職員についての奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則(令和7年3月規則第12号)第3条第2項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額、奈良県広域水道企業団就業規則(令和7年3月企業管理規程第10号。以下「就業規則」という。)

第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項又は第5項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第22条 退職手当規程第14条第1項及び第16条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同規程第14条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当規程第16条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当規程の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与の特例)

第23条 第20条から前条までの規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る通知)

第24条 任命権者は、次に掲げる場合には、短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に対して、その旨を記載した文書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、文書の交付によらないことを適当と認めるときは、文書の交付に代わる適当な方法をもって文書の交付に代えることができる。

(1) 育児休業法第18条第1項の規定により職員を採用した場合

(2) 短時間勤務職員の任期を更新した場合

(3) 任期の満了により短時間勤務職員が当然に退職した場合

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与の特例)

第25条 短時間勤務職員の給料月額は、他の職員との均衡を考慮して任命権者が決定する額に、就業規則第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項又は第5項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第26条 給与条例第4条から第6条まで、第8条、第10条、第16条及び第19条並びに給与規程第3条の規定は、短時間勤務職員には適用しない。

2 短時間勤務職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第1項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用された職員
第16条第2項及び第4項	定年前再任用短時間勤務職員	育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員
第16条第5項	前項	奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則（令和7年3月規則第17号。以下「育休規則」という。）第27条第2項の規定により読み替えられた前項
第16条第7項	第2項	育休規則第26条第2項の規定により読み替えられた第2項
	前2項	育休規則第26条第2項の規定により読み替えられた第5項及び前項
	前項	同項
第16条第8項	第4項	育休規則第26条第2項の規定により読み替えられた第4項
	第5項	育休規則第26条第2項の規定により読み替えられた第5項

（条例第20条の規則で定める非常勤職員）

第27条 条例第20条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定め

られている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間以上である勤務日があるものとする。

(条例第21条の規則で定める休暇)

第28条 条例第21条第2項の規則で定める休暇は、就業規則第16条の規定による介護時間及び奈良県広域水道企業団就業規則施行規程（令和7年3月企業管理規程第11号）別表第2第13項の規定による特別休暇とする。

(部分休業等の承認)

第29条 育児休業法第19条第1項に規定する1日の勤務時間の一部について勤務しないこと又は条例第22条第1項に規定する1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業等」という。）の承認の請求は、部分休業等承認請求書（第5号様式）により、部分休業等を始めようとする日の原則として1月前までに行うものとする。

2 部分休業等の承認の請求は、3月間以上の部分休業等が必要な期間について包括的に行うものとする。

3 条例第22条第1項の規定による承認は、次の各号のいずれかの時間（前条に定める休暇を取得して勤務しない時間又は育児休業法第19条第1項の規定による承認に係る時間がある場合には、これらを合算した時間を除く。）により行うものとする。

(1) 勤務時間が割り振られた日において、割り振られた勤務時間の全部

(2) 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて3時間45分を超えない範囲内の時間（連続して勤務する時間が1時間に達しない場合を除く。）

4 第6条第2項本文及び第3項の規定は、第1項に規定する承認の請求について準用する。

(部分休業等の休業時間等の変更)

第30条 部分休業等の承認を受けて勤務していない職員が、1週間当たりの休業時間を延長又は短縮しようとするときは、部分休業等変更請求書（第6号様式）により、やむを得ない事情がある場合を除き、延長又は短縮しようとする期間の初日の1月前までに請求するものとする。

2 部分休業等の承認を受けて勤務していない職員が、休業期間を延長又は短縮しようとするときは、部分休業等変更請求書により、やむを得ない事情がある場合を除き、延長する期間の初日又は短縮しようとする期間の末日の1月前までに請求するものとする。

3 部分休業等の承認を受けて勤務していない職員が、1日当たりの休業時間

を延長又は短縮（１週間当たりの休業時間の上限を変更しないものに限る。）しようとするときは、部分休業等変更承認簿（第７号様式）により、あらかじめ請求するものとする。

- ４ 第６条第２項本文及び第３項の規定は、前３項に規定する承認の請求について準用する。

（部分休業等に係る子が死亡した場合等の届出）

第３１条 第８条の規定は、部分休業等について準用する。

（雑則）

第３２条 この規則に定めるもののほか、職員の育児休業等に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（育児短時間勤務職員等に関する給与規程の読替え等）

- ２ 育児短時間勤務をしている職員に対する給与規程附則第２項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「就業規則第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項又は第５項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- ３ 育児休業法第１７条の規定による勤務をしている職員が給与規程附則第２項の規定の適用を受ける場合における第２３条の規定の適用については、同項中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第２項」とする。
- ４ 附則第２項（前項の規定により読み替えられた第２３条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与規程附則第２項の規定の適用を受ける育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員について、同項の規定による給料月額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。